

特定不妊治療費制度の治療ステージ

治療内容	採卵まで				受精 (顕微授精)・培養	胚移植				妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(点鼻薬)	薬品投与(注射)	採卵		新鮮胚移植		凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法	胚移植	黄体期補充療法			
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												助成対象
B 凍結胚移植を実施*												助成対象
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												助成対象
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												助成対象
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												助成対象
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												助成対象
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外

* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

相談のご案内

兵庫県専門相談 専門知識をもつ医師や助産師が相談に応じています。相談は無料、秘密は厳守されます。

相談方法	不妊・不育専門相談 (男性不妊含む不妊の悩み、習慣性流産・不育症など妊娠に関すること)			男性不妊専門相談 (男性不妊に関する疑問や不安など)		
	電話相談	面接相談 (完全予約制)		面接相談 (完全予約制)		
電話番号	078-360-1388	078-362-3250 (予約専用番号) 平日9:00~17:00 ※相談日の5日前までに要予約				
会場		兵庫県立男女共同参画センター	兵庫医科大学病院内	兵庫県民総合相談センター		
日時	第1・第3 土曜日 (5月4日除く)	第2土曜日 (5月、9月、2月はWEB 面接選択可能)	5月・8月・10月・12月・ 2月の第3水曜日 (8,10,12月はWEB面接 選択可能)	5月・8月・10月・12月・2月 を除く第3水曜日 6月・8月・12月・2月の第3 土曜日 (7月,1月はWEB面接選択 可能) 面接選択可能)	第1水曜日 (6月、11月、3月はWEB面接選択可能) (1月除く)	
	10:00~16:00	14:00~17:00	14:00~17:00	14:00~15:30	15:00~17:00	
担当	助産師 (不妊症看護認定看護師)	助産師 (不妊症看護認定看護師)	産婦人科医師	産婦人科医師	泌尿器科医師	

姫路市 不妊・不育症等の相談

不妊症や不育症に関する相談に、助産師や保健師等が応じています。

【相談方法】 来所相談(電話にて要予約)・電話相談 【相談時間】 平日 9時~19時

▶ **こどもの未来健康支援センター「みらいえ」**

電話:(079)263-7863 住所:姫路市日出町三丁目3番地

令和
6年度

姫路市



特定不妊治療等に係る 先進医療費助成事業

(審議中・審議予定の技術と併せて実施した特定不妊治療が対象)

のご案内

令和5年度に実施していた先進医療費に対する助成(市独自の制度)は、
令和6年度より兵庫県の助成制度に移行します。詳しくは兵庫県のホームペ
ージをご覧ください。(申請先は、兵庫県になりますので、ご注意ください。)

兵庫県 不妊治療



姫路市では、先進医療会議において審議中または審議予定
の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等の治療費の
一部を助成します。

姫路市ホームページ



問い合わせ先

姫路市保健所 健康課

☎(079)289-1641

8:35~17:20(土・日・祝日・年末年始除く)



審議中等の技術とは

国の先進医療会議において審議が行われている治療等で、まだ保険診療との併用が認められていません。そのため、一連の治療の中で保険が適用できる治療についても治療費が全額自己負担となりますので、この審議中等の技術の実施については主治医とよくご相談ください。

1. 助成対象となる治療と助成額（令和6年4月1日以降に終了した治療）

保険診療等	助成対象となる治療	治療1回あたりの助成額		
全額保険診療外	先進医療会議において審議中または審議予定の医療技術と併せて実施した特定不妊治療等	治療	A・B・D・E	1回 30万円まで
		ステージ	C・F	1回 10万円まで
			男性不妊治療 A・B・D・E・F	1回 30万円まで
【男性不妊治療について】 ・保険診療外の手術費用、凍結費用が対象 ・採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子を得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象（その場合も1回にカウント）		治療ステージは最終ページ参照		
○不妊の原因を調べるための検査に係る費用、入院費や食事代、文書料は対象となりません。 ○卵胞が発育しない等により採卵前に治療を中止した場合は、対象となりません。				

2. 助成を受けることができる人

1	治療開始時に婚姻している夫婦であって、姫路市内に住所を有すること ・事実婚関係にある場合も対象となります。 (戸籍謄本や住民票により重婚でないこと、同一世帯であることの確認が必要) ・単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが姫路市内に住所を有する場合は、申請者が市内に居住の場合は申請が可能です。
2	治療を行った期間の初日における妻の年齢が 43歳未満 であること
3	特定不妊治療等* 以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること ※特定不妊治療等とは、体外受精及び顕微授精並びに特定不妊治療の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)をいいます。
4	令和6年4月1日以降 に終了した治療であること

3. 助成回数

初回助成(令和5年度以降)を受けた際の治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算 6 回まで
40歳以上43歳未満	43歳になるまでに開始した治療について 通算 3 回まで
43歳以上	なし

- 令和5年度(本事業開始)の助成回数を含みます。
- これまでに助成を受けた回数が下記の助成上限回数に達している場合は対象外となります。
- 助成を受けた回数が通算助成上限回数に満たない場合であっても、43歳以上で開始した治療(1回の治療ごとの治療開始時の妻の年齢)については、助成の対象となりません。

助成回数のリセットについて

本事業による助成を受けた後に出産した場合(妊娠12週以降に死産に至った場合を含む)は、出産前に受けた助成回数をリセットすることができます。ただし、出生を確認できる書類(戸籍謄本、死産を証明するもの)が必要です。
【注意事項】助成回数は、リセット後に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢で再決定します。

4. 提出書類 ※消せないボールペンで記入してください

	必要書類	必要条件・確認内容	必要書類を省略できる条件
①	姫路市特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業申請書	<input type="checkbox"/> 申請書は、申請する治療ごとに必要です。 <input type="checkbox"/> 裏面の内容も確認・同意いただいた上でご記入ください	
②	姫路市特定不妊治療等に係る先進医療費助成事業受診等証明書(審議中等の治療用)	<input type="checkbox"/> 治療を実施した医療機関の主治医が記入します	
③	医療機関が発行した治療を実施したことを証明する書類 ①領収書(原本) ②診療(請求)明細書(原本)	<input type="checkbox"/> 受診等証明書に記載された治療期間内のもので、領収金額と合致するもの <input type="checkbox"/> 医療費控除などで原本が必要な場合は窓口でコピーをとります	
④	住民票原本	<input type="checkbox"/> 世帯全員のもの <input type="checkbox"/> 続柄の記載のあるもの <input type="checkbox"/> 戸籍の筆頭者の記載があるもの ※外国籍の場合は記載されないため、⑤の書類が必要です <input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの	<input type="checkbox"/> 同じ年度内(4月1日～翌年3月31日)の2回目以降の申請で記載内容に変更がない場合
⑤	相手方登録申出書	<input type="checkbox"/> 過去に口座の登録をしたことがない方 <input type="checkbox"/> 前回申請時から住所や振込口座などに変更がある場合	<input type="checkbox"/> 前回申請時と変更がない場合
⑥	振込先口座の通帳	<input type="checkbox"/> 申請者名義の助成金振込口座(銀行名、支店名、口座番号)が分かるもの	
⑦	印鑑	<input type="checkbox"/> 印鑑は認印で可、スタンプ印は不可	
⑧	該当者 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)原本または 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)原本	次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、提出が必要 (1)住民票では夫婦の婚姻関係が確認できない場合 (2)事実婚関係にある場合(両人分それぞれ必要) (3)出産により助成回数をリセットする場合(戸籍謄本に限る) <input type="checkbox"/> 発行から3か月以内のもの <input type="checkbox"/> 本籍地の市町村で発行されます	<input type="checkbox"/> 住民票で続柄及び戸籍の筆頭者の記載により夫婦関係が確認できる場合
⑨	該当者 事実婚関係に関する申立書	<input type="checkbox"/> 事実婚関係の方	
⑩	死産を証明するもの	<input type="checkbox"/> 助成回数のリセットに該当する方	

5. 申請受付場所

姫路市保健所(姫路市坂田町3番地)

1階 申請受付窓口 8:35～17:20(土・日・祝日・年末年始除く)

6. 申請期限

1回の治療が終了した日の同一年度内(令和7年3月31日まで)

※期日を過ぎると受付できません。期日までに書類が揃わない場合は、必ず期日までにご相談ください。

